

長浜教区出版物会計規程

(設置及び名称)

第1条 この規程は、東本願寺出版物等（以下「出版物」という）に関する収入及び支出を円滑にし、経理を明確にして、教化事業に資する経費又教区運営に必要な経費とするため、教区に「長浜教区出版物会計」（以下「出版物会計」という）を設置する。

(収入及び支出)

第2条 この出版物会計においては、出版物の冥加金及びこれに伴う交付金等をもって収入とし、出版物頒布に要する経費をもって支出とする。

(目的以外使用の禁止)

第3条 出版物会計は、この目的以外に使用することができない。

(経理)

第4条 出版物会計は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

(出版物会計の回付)

第5条 出版物会計は、毎会計年度末の剰余金を新年度の長浜教区事業費会計に回付しなければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2006年7月27日）から施行する。